

# 日本債券ベア

追加型投信／国内／債券／特殊型(ブル・ベア型)

[投資信託説明書(交付目論見書) | 2012.12.14]

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
追加型	国内	債券	特殊型(ブル・ベア型)	その他資産(国債証券先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア型

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「日本債券ベア」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成24年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成24年6月16日にその効力が生じております。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

**T&Dアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第357号

設立年月日：1980年12月19日 資本金：11億円 運用する投資信託財産の合計純資産総額：1兆1,613億円  
(資本金、運用純資産総額は2012年9月末日現在)

<照会先>

電話番号：03-3434-5544 インターネットホームページ：<http://www.tdasset.co.jp/>

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## 《ファンドの目的》

わが国の長期債市場全体の値動きの5倍程度反対の投資成果を目標として運用を行います。

## 《ファンドの特色》

主としてわが国の短期公社債に投資するとともに、わが国の国債証券先物取引(長期国債標準物<sup>※</sup>)の売建額が、原則として信託財産の純資産総額の5倍程度になるように調整を行います。

通常、公社債の価格は金利が低下した場合上昇し、金利が上昇した場合下落しますが、ファンドの基準価額は長期債金利が上昇すると上昇し、長期債金利が低下すると下落します。

※国債証券先物取引(長期国債標準物)は、長期国債標準物を対象とした先物取引(以下「長期国債先物取引」という場合があります。)で、東京証券取引所で取引されます。長期国債標準物は額面100円、利率年6%、残存期限10年の架空の債券であり、長期国債市場全体の動きを反映する先物取引といえます。

資金動向や市況動向等によっては上記のような運用が行われない場合があります。

### ◆主な投資制限

株式への投資割合 株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。

デリバティブの使用 有価証券先物取引等を行います。

### ◆分配方針

毎決算時(3月15日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

債券価格変動 リスク	債券(公社債)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が低下した場合には、国債証券先物価格は上昇し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
---------------	--

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

### 《その他の留意点》

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●次のような要因により運用目標としている投資成果を得られない場合があります。

- ・長期債市場全体の動きと長期国債先物取引の値動きが一致しない場合
- ・設定、解約に対応した長期国債先物取引の約定価格と終値の差
- ・信託報酬、売買委託手数料等の負担
- ・先物市場の流動性が低下した場合の売買対応の影響
- ・設定、解約による運用資産の変動。設定、解約はお申込受付日の翌営業日に行いますが、設定金額と解約金額の差額分に対しては、原則として当日中に長期国債先物取引を行うものとします。したがって、設定が多い場合には5倍を上回り、解約が多い場合には5倍を下回ることとなります。

●分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

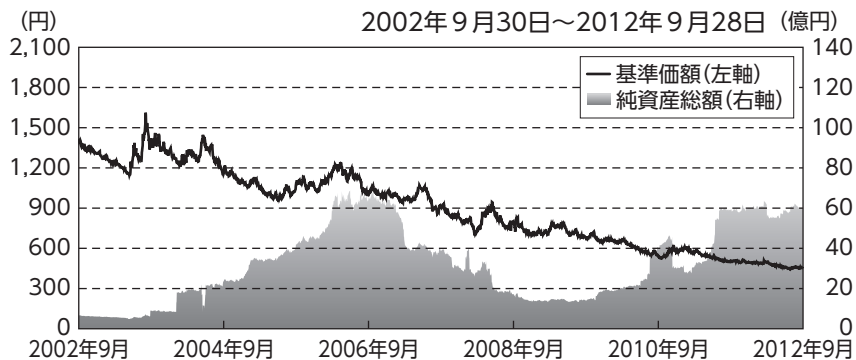
●ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

### 《リスクの管理体制》

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後です。

## 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2012年3月	0円
2011年3月	0円
2010年3月	0円
2009年3月	0円
2008年3月	0円
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

### ◎組入上位銘柄

銘柄名 (銘柄数 4)	償還年月日	比率
第301回国庫短期証券	2012/11/12	33.7%
第311回国庫短期証券	2012/12/25	10.1%
第304回国庫短期証券	2012/11/19	6.7%
第296回国庫短期証券	2012/10/22	3.4%

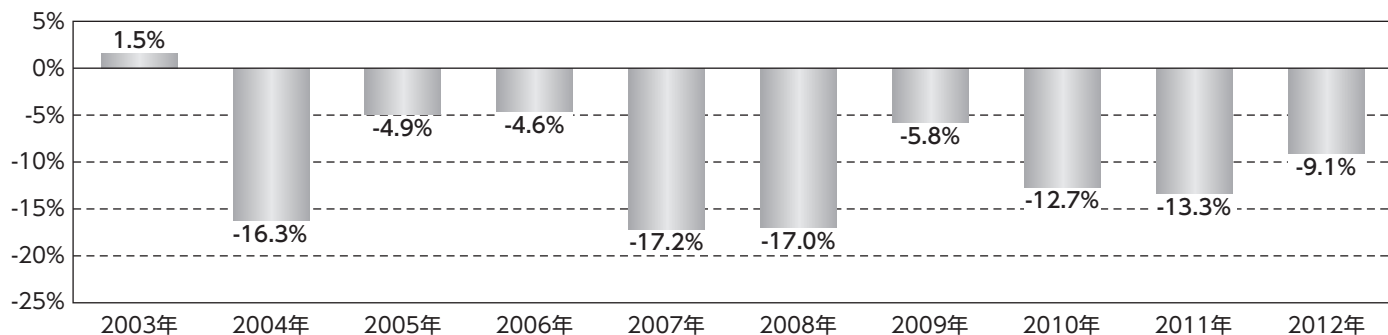
### ◎投資比率

債券	54.0%
コール・ローン、その他	46.0%
合計	100.0%
債券先物 (売建)	500.9%

### ◎債券先物取引の状況

銘柄名 (銘柄数 1)	買建・売建	比率
東証長期国債標準物先物 2012年12月限	売建	500.9%

## 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2012年は年初から9月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

## 追加的記載事項

### 基準価額の変動についての留意点

- 当ファンドは日々の基準価額の変動が、長期債市場全体の値動きの5倍程度反対となることを目指すものであり、投資者ごとの保有期間中の投資成果が5倍程度反対になるとは限りません。仮に基準価額が日々正確に5倍反対の動きをした場合でも、2日以上離れた日の比較においては、5倍反対の投資成果とはなりません。
- 国債証券先物取引の値動きが上昇下落を繰り返す場合と、一方向に動く場合とでは、国債証券先物取引の価格が最終的に同じであったとしても、投資成果は異なります。
- 国債証券先物価格は長期金利と短期金利の差 (以下「長短金利差」といいます。) の影響を受けます。一般に、長期金利が短期金利よりも高い場合、国債証券先物価格は時間の経過とともに長短金利差に相当する分だけ上昇し、長期金利が短期金利よりも低い場合、長短金利差に相当する分だけ下落します。したがって、金利変動がない場合においても上記要因により基準価額は変動する場合があります。

# 手続・手数料等

## 《お申込みメモ》

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
申込締切時間	販売会社が定める時間までに受付けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	平成24年6月16日から平成25年6月14日まで 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金申込には制限があります。また、大口の購入申込にも制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	平成28年3月15日まで(平成8年5月16日設定)
繰上償還	受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	3月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、毎決算時に収益配分方針に基づいて収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	500億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。 ※平成25年7月31日以降は、以下の通り変更する予定です。 委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="http://www.tdasst.co.jp/">http://www.tdasst.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## 《ファンドの費用・税金》

### ●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用								
購入時手数料	購入価額に <b>1.05%(税抜1.0%)以内</b> で販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。							
信託財産留保額	ありません。							
投資者が信託財産で間接的に負担する費用								
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に <b>年0.5565%(税抜0.53%)</b> の率を乗じて得た額とします。 ※ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または償還時に ファンドから支払われます。							
	運用管理費用 (信託報酬)の配分	<table border="1"> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.27825%(税抜0.265%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.23625%(税抜0.225%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.042%(税抜0.04%)</td> </tr> </table>	委託会社	年0.27825%(税抜0.265%)	販売会社	年0.23625%(税抜0.225%)	受託会社	年0.042%(税抜0.04%)
	委託会社	年0.27825%(税抜0.265%)						
販売会社	年0.23625%(税抜0.225%)							
受託会社	年0.042%(税抜0.04%)							
その他の 費用・手数料	<b>【監査費用】</b> 計算期間を通じて毎日287円(税抜274円)とし、ファンドでご負担いただけます。 <b>【その他】</b> 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等をファンドでご負担いただけます。これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。							

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- ・上記は、平成24年9月末日現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。